

総行選第 22 号
総行管第 131 号
令和 4 年 4 月 6 日

各 都 道 府 県 知 事
各 都 道 府 県 選 挙 管 理 委 員 会 委 員 長
各 指 定 都 市 市 長
各 指 定 都 市 選 挙 管 理 委 員 会 委 員 長

殿

総 務 大 臣

国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律及び公職選挙法の一部を
改正する法律等の施行について（通知）

第 208 回国会において成立をみた国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律
及び公職選挙法の一部を改正する法律（以下「改正法」という。）は、令和 4 年法律第
16 号をもって、本日公布されました。

また、公職選挙法施行令の一部を改正する政令（以下「改正令」という。）及び公職
選挙法施行規則の一部を改正する省令（以下「改正規則」という。）が、それぞれ令和
4 年政令第 172 号及び令和 4 年総務省令第 32 号をもって、ともに本日公布されました。

今回の国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律（昭和 25 年法律第 179 号）
及び公職選挙法（昭和 25 年法律第 100 号）の改正は、最近における物価の変動、選挙
等の執行状況等を考慮し、選挙等の円滑な執行を図るため、国会議員の選挙等の執行に
ついて国が負担する経費で地方公共団体に交付するものの基準を改定するとともに、基
幹放送事業者における中波放送の超短波放送への転換に伴い、超短波放送の放送設備
による政見放送をすることができることとすること等を目的として行われました。

また、今回の公職選挙法施行令（昭和 25 年政令第 89 号）及び公職選挙法施行規則
（昭和 25 年総理府令第 13 号）の改正は、最近における物価の変動等に鑑み、衆議院
議員及び参議院議員の選挙における選挙運動に関し、選挙運動用自動車の使用及び選
挙運動用通常葉書等の作成の公営に要する経費に係る限度額を引き上げるとともに、

投票管理者等を選任した場合におけるこれらの者の住所の一部の告示について定めること等を目的として行われました。

貴職におかれましては、今回の施行に係る改正法、改正令及び改正規則の内容を十分御理解されるとともに、改正法による改正後の国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律（以下「新基準法」という。）及び公職選挙法（以下「新公選法」という。）並びに改正令による改正後の公職選挙法施行令（以下「新令」という。）及び改正規則による改正後の公職選挙法施行規則（以下「新規則」という。）の運用に遺漏のないよう、また、新基準法により算定される選挙執行経費の基準額は、通常の場合において国が負担する限度額となるものであるため、各選挙管理委員会においては、事務の合理化に努め、その範囲内の経費で選挙の管理執行を行うよう、下記事項に御留意の上、貴都道府県内の市町村長及び市町村の選挙管理委員会に対しても、格別の御配慮をお願いします。

記

第1 国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律及び公職選挙法の一部改正

1 国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の一部改正

(1) 選挙等の執行状況を踏まえた規定の新設等

ア 自動車を期日前投票所の全部又は一部として使用した場合における当該自動車の使用に係る加算規定が設けられたこと。（新基準法第4条の3第5項関係）

イ ポスター掲示場費の基準額について、区画数の増加に伴う加算額を実情に即するよう見直すこと等により、この基準額が改定されたこと。（新基準法第8条の2関係）

ウ 保存期間経過後の投票用紙の処分に要する経費について措置するため、事務費の基準額が改定されたこと。（新基準法第13条第1項関係）

エ 災害の発生、感染症のまん延等により生じた経費のうち基準額を超えるものを措置するための規定が整備されたこと。（新基準法第18条第2項関係）

(2) 投票所経費等の基準額の改定

最近における物価の変動等を踏まえ、投票所経費、開票所経費、事務費等の基準額が改定されたこと。（新基準法第4条、第5条から第8条まで、第9条、第13条から第13条の3まで、第15条及び第17条関係）

2 公職選挙法の一部改正

基幹放送事業者における中波放送の超短波放送への転換に伴い、超短波放送の放送設備により政見放送をすることができることとされたこと。（新公選法第 150 条第 1 項関係）

3 施行期日等

- (1) 改正法は、公布の日から施行するものとされたこと。ただし、2 については公布の日から起算して 2 年を超えない範囲内において政令で定める日から施行するものとされたこと。（改正法附則第 1 条関係）
- (2) 新基準法の規定（新基準法第 13 条の 3 の規定を除く。）は、改正法の施行の日（以下「施行日」という。）以後その期日を公示され又は告示される国会議員の選挙、最高裁判所裁判官国民審査又は日本国憲法第 95 条の規定による投票について適用するものとされたこと。（改正法附則第 2 条第 1 項関係）
- (3) 新基準法第 13 条の 3 の規定は、公職選挙法第 30 条の 3 第 1 項に規定する申請の時の属する日（同法第 30 条の 2 第 3 項に規定する在外選挙人名簿への登録の移転の申請（以下「在外選挙人名簿への登録の移転の申請」という。）にあつては、同法第 30 条の 5 第 4 項の規定による申請の日）が施行日以後である在外選挙人名簿の登録の申請又は在外選挙人名簿への登録の移転の申請について適用するものとされたこと。（改正法附則第 2 条第 2 項関係）
- (4) 新公選法の規定は、2 の施行の日以後その期日を公示され又は告示される衆議院議員、参議院議員又は都道府県知事の選挙について適用するものとされたこと。（改正法附則第 2 条第 3 項関係）
- (5) その他所要の規定の整備がされたこと。

第 2 公職選挙法施行令及び公職選挙法施行規則の一部改正

1 公職選挙法施行令の一部改正

- (1) 投票管理者等の住所の一部の告示
市町村の選挙管理委員会が投票管理者、開票管理者、選挙長若しくは選挙分会長又はこれらの職務代理者を選任した場合に行う住所及び氏名の告示について、住所の全部の告示に支障があると認めるときは、当該住所の一部の告示をもって当該住所の全部の告示に代えることができることとされたこと。（新令第 25 条、第 68 条及び第 81 条関係）
- (2) 病院の不在者投票管理者の職務代理者となる者の要件の緩和

病院の不在者投票管理者の職務代理者に医師又は歯科医師以外の者もなることができることとされたこと。（新令第 55 条第 9 項関係）

(3) 選挙公営限度額の引上げ

衆議院議員及び参議院議員の選挙における選挙運動に関し、選挙運動用自動車の使用及び選挙運動用通常葉書等の作成の公営に要する経費に係る限度額が次のとおり引き上げられたこと。

ア 選挙運動用自動車の使用の公営（新令第 109 条の 4 関係）

区分	改正単価	現行単価
一般運送契約以外の契約		
自動車借入れ	16,100 円	15,800 円
燃料費	7,700 円	7,560 円

イ 選挙運動用通常葉書の作成の公営（新令第 109 条の 7 関係）

区分	改正単価	現行単価
35,000 枚以下の場合 1 枚当たり	7 円 95 銭	7 円 71 銭
35,000 枚を超える場合 1 枚当たり	6 円 88 銭	6 円 66 銭

ウ 選挙運動用ビラの作成の公営（新令第 109 条の 8 関係）

区分	改正単価	現行単価
50,000 枚以下の場合 1 枚当たり	7 円 73 銭	7 円 51 銭
50,000 枚を超える場合 1 枚当たり	5 円 18 銭	5 円 02 銭

エ 選挙事務所の立札及び看板の類の作成の公営（新令第 110 条の 2 関係）

区分	改正単価	現行単価
1 枚当たり	56,613 円	54,914 円

オ 選挙運動用自動車等の立札及び看板の類の作成の公営（新令第 110 条の 3 関係）

区分	改正単価	現行単価
1 枚当たり	53,601 円	51,992 円

カ 選挙運動用ポスターの作成の公営（新令第 110 条の 4 関係）

① 衆議院小選挙区選出議員又は参議院選挙区選出議員の選挙の場合

区分		改正単価	現行単価
印刷費	選挙区のポスター掲示場の数が 500 以下の場合 1 枚当たり	541 円 31 銭	525 円 06 銭
	選挙区のポスター掲示場の数が 500 を超える場合 1 枚当たり	28 円 35 銭	27 円 50 銭
企画費		316,250 円	310,500 円

② 参議院比例代表選出議員の選挙の場合

区分	改正単価	現行単価
1 枚当たり	37 円	36 円

キ 個人演説会場の立札及び看板の類の作成の公営（新令第 125 条の 3 関係）

区分	改正単価	現行単価
1 枚当たり	40,954 円	39,725 円

ク 参議院比例代表選出議員の選挙の一部無効による再選挙における選挙運動用ポスターの作成の公営（新令第 132 条の 3 の 2 関係）

区分	改正単価	現行単価
1 枚当たり	37 円 + $\frac{202,490 \text{ 円}}{\text{法定上限枚数}}$	36 円 + $\frac{195,428 \text{ 円}}{\text{法定上限枚数}}$

(4) 点字投票で使用することができる点字の追加

盲人が投票に関する記載に使用することができる点字に、特殊音及びアルファベット等を追加することとされたこと。（新令別表第一関係）

2 公職選挙法施行規則の一部改正

公職選挙法施行令の一部改正に伴う諸様式の改正が行われたこと。

3 施行期日等

(1) 改正令及び改正規則は、公布の日から施行するものとされたこと。（改正令附則第 1 項及び改正規則附則第 1 項関係）

(2) 新令及び新規則の規定は、改正令及び改正規則の施行の日以後その期日を公示され又は告示される選挙について適用するものとされたこと。（改正令附則第 2 項及び改正規則附則第 2 項関係）

(3) その他所要の規定の整備がされたこと。

以上